

いちき串木野市地域福祉計画策定支援業務 仕様書

1. 業務名

いちき串木野市地域福祉計画策定支援業務

2. 期間

契約締結日から令和5年3月15日まで

3. 目的

本業務は、社会福祉法第107条に基づき、第1期いちき串木野市地域福祉計画を策定するにあたり、高齢化の進んだいちき串木野市（以下「本市」という。）の特性を踏まえ、地域における福祉サービスの利用や地域福祉活動への住民参加など市民意識アンケート調査をはじめとする基礎調査の実施、課題の抽出、地域福祉の方向性の検討などを実施し、いちき串木野市第2次総合計画後期基本計画の地域福祉推進で示された「誰も取り残さない支援」の実現に向けて、重層的支援体制での包括的支援や市民による相互扶助の体制整備促進などにより、誰もが住み慣れた地域で安心して生き生きと暮らせる福祉コミュニティを目指した本市の計画を策定することを目的とする。

策定にあたっては、国や鹿児島県の動向、本市の状況等を的確に把握し、取り組むべき課題や福祉施策の基本的方向・実施施策や目標を定めることとする。

なお、本計画では、以下の点を盛り込んだ上で策定する。

- (1) 社会福祉法第106条の3第1項各号に規定する包括的な支援体制の整備に関する事項
- (2) 社会福祉法第107条第1項各号に規定する地域福祉の推進に関する事項
- (3) 「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について（令和3年3月31日付け子発0331第10号・社援発0331第16号・障発0331第10号・老発0331第5号厚生労働省子ども家庭局長、厚生労働省社会・援護局長、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長、厚生労働省老健局長通知）」に記載のある事項
- (4) 社会福祉法第106条の5の規定に基づく重層的支援体制整備事業実施計画に関する事項（当該事業実施計画の前段の移行準備として、本市の体制に即した重層的支援体制のあり方や実施方法等の検討を行うものとする。）
- (5) 成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）第14条に定める市町村成年後見制度利用促進計画の内容に関する事項。（国の第2期成年後見制度利用促進計画を基づく「第1期いちき串木野市成年後見制度利用促進計画」を含むものとする。）
- (6) 「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン（令和元年6月3日付け医政総発0603第1号厚生労働省医政局総務課長発）」に関する入居支援・入退院の支援及び死亡時の手続きのあり方の検討を行うものとする。
- (7) 「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉計画の策定について（平成26年3月27日社援発0327第13号）」にある生活困窮者に関する事項

4. 計画期間

令和5年度から令和9年度の5年間を計画期間とする。

5. 業務内容

(1) 基礎的な地域データ及び資料の整理分析

国の動向、鹿児島県の関連計画、本市の概要及び社会経済的特性等について、本市が提供するデータや資料をもとに整理分析を行う。

(2) 住民アンケート・事業者アンケート調査

住民の生活実態や健康状態、福祉施策に対する考え方等の把握を行い、計画策定の基礎資料とする。

受託者は、調査票の設計及び調査票の印刷、発送用及び回収用封筒の作成、封入・封緘及びラベル貼り作業、調査票の発送・回収、調査結果の入力・集計・分析の上、アンケート調査結果のとりまとめを行う。

対象者の抽出、宛名ラベルの作成は本市が行う。

【アンケート調査の実施概要】

調査対象	一般市民、福祉関係事業所
サンプル数	住民 1,000 票、事業所 50 票
調査方法	郵送法
調査票種類数	2 種（一般市民・事業所）
集計方法	単純集計、属性別クロス集計、その他分析上必要な設問間のクロス集計

(3) 関係団体等に対する調査

事業所、ボランティア団体や自治会など、地域福祉にかかる活動団体・組織に対し、活動状況や課題、地域福祉に対する意見等を聴取するための調査を実施する。

調査方法については、受託者にて調査シートを作成し、関係団体等がシートに必要事項を記入する。関係団体等への配布・回収は委託者が行い、受託者が結果のとりまとめを行うものとする。

(4) 住民ワークショップ実施

住民参画の一環として、地域住民との協働体制をとるためのワークショップ（3回開催予定）を実施する。実施に際しては、必要な支援（企画提案、資料作成、ファシリテーターの配置等）を行う。

(5) 庁内関係課に対する調査

保健福祉関係課（福祉課・長寿介護課・健康増進課）、子ども・子育て支援関係課（子どもみらい課）や教育関係課（学校教育課）等の福祉関連施策の現状を把握し、今後の施策方針や連携体制を構築するため、関係各課に調査を実施する。

調査方法については、受託者にて調査シートを作成し、各担当課がシートに必要事項を記入する。各担当課への配布・回収は委託者が行い、受託者が結果のとりまとめを行うものとする。

(6) 課題の整理・抽出

基礎的な地域データやアンケート調査などの結果から、地域福祉に関する施策を実施するうえで課題を整理し、重点課題を抽出する。

(7) 検証可能な重点施策・数値目標の検討

重点施策・数値目標の検討にあたっては、国・鹿児島県の施策及び本市の関連計画との整合性を図ったうえで、検証可能な評価指標を設定する。

(8) 計画骨子案・素案の作成

上記を踏まえて基本課題や施策方向を整理し、今後の重点課題と施策の目標・体系をとりまとめた計画骨子案、計画素案を作成し内容の協議を行う。

(9) パブリックコメントの実施支援

計画素案についてのパブリックコメントを本市が実施するにあたり、実施方法やとりまとめの支援を行う。

(10) 計画策定委員会の運営支援

計画内容を審議するために設置する計画策定委員会（3回開催予定）の運営について、会議資料（原データ）を作成し、会議の事前打合せ（オンライン可）を行うとともに、必要に応じて出席し、協議事項に関する支援を行う。

策定委員の謝金及び出会旅費は受託者において支払うものとする。（委員長1名、策定委員13名を想定。）

(11) その他法律や制度動向に関する情報提供

①地域福祉計画に関連する全国的な先進事例の提供

計画策定に伴う施策を検討する際の資料として、本市の特質・特性を見極めるため、全国自治体の特色ある施策の事例提供を行う。事例提供内容は、類似団体等の比較検討を実施するため、当該団体の人口などの基本情報はもとより、施策の事業内容・担当部局名をはじめ、目的・特色などの先進事例を30件以上受託者においてとりまとめ、資料として提供すること。（1事例につき、A4裏表1枚程度とする）

②法令改正による計画との整合性の確保

上記のほか計画の策定において、福祉分野に関する法律改正及び制度動向を常に把握し、計画への記載事項等を検討していく必要があることから、本業務期間中に福祉分野の法律の改正又は制度の変更等があった場合には、逐次情報提供を行うこと。情報提供内容は、「対象法令名、関係省庁、可決成立年月日」を記載し、法律概要又は制度概要を示すこと。

対象：障害者基本法、障害者総合支援法、児童福祉法、障害者差別解消法、介護保険法、成年後見制度の利用の促進に関する法律、再犯防止推進法、社会福祉法等の主要法令及び関連福祉施策等

6. 成果品

- ・ 地域福祉計画本編 (A4判、120頁程度、2色刷 表紙4色刷り) : 150部
- ・ 地域福祉計画概要版 (A4判、8頁程度、4色刷) : 1,000部
- ・ 上記データ一式

7. その他

- ・ 本仕様書で明示できないものについては、必要に応じ委託者と協議し、決定すること。
- ・ 本業務は情報資産の安全性を確保する必要があることから、機密保持に関する社内規定を設けていること。
(※情報セキュリティや個人情報保護等に関する公的資格である JISQ27001 (情報セキュリティマネジメントシステム) もしくは J I S Q15001 (プライバシーマーク制度) に審査登録がなされていることが望ましい。)
- ・ 本業務に係る事項について、今後新たな方針が国及び鹿児島県から示されるなど状況が変化した場合には、本市と協議の上、本業務内容を変更することができる。